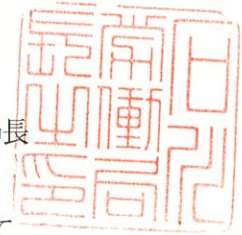




石労発 0221 第7号  
令和7年2月21日

関係団体の長 殿

石川労働局長



エックス線装置構造規格の一部を改正する件の公布等について

平素から労働衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
エックス線装置構造規格の一部を改正する件（令和7年厚生労働省告示第22号）につきましては、令和7年2月1日に公布され、令和7年4月1日より適用されることになったところです。

今般の改正の趣旨及び概要等は、下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正の趣旨等

国際電気標準会議規格、医療用エックス線装置基準（平成13年厚生労働省告示第75号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）との整合性を図る観点から、エックス線装置構造規格（昭和47年労働省告示第149号）を改正したものです。

医療用のエックス線装置については、医療用エックス線装置基準及び医療法施行規則の適用も受けるため、従前より整合性を図ってきたところですが、医療用エックス線装置基準及び医療法施行規則については、今回のエックス線装置構造規格の改正と同趣旨の改正が令和4年3月31日に行われており、令和7年4月1日に適用又は施行される予定です。

2 改正の概要

歯科診療用のエックス線装置が備えなければならない要件を、手持ち式の装置と手持ち式以外の装置で分けて設定するとともに、手持ち式の装置の要件を従来よりも厳しい要件としたものです。なお、手持ち式以外の装置の要件は従来の要件から変更はありません。

3 経過措置

エックス線装置構造規格の一部を改正する件の適用の際、令和7年4月1日前に製造され、又は輸入されたエックス線装置に対するエックス線装置構造規格第1条第1項の規定の適用については、なお従前の例によります。

【担当】

労働基準部健康安全課  
地方労働衛生専門官 山中基智  
TEL 076-265-4424